

## 過疎地域持続的発展市町村計画の変更手続きについて

**1 変更手続き****(1) 過疎法第8条第10項の規定に基づく変更手続き【従前の協議】****ア 対象となる計画変更(計画全体に及ぼす影響が大きい変更)****(ア) 事業の追加又は事業を中止する場合**

・「過疎地域持続的発展市町村計画等に係る事業名(施設名)の区分について」(令和3年4月1日付け総務省過疎対策室事務連絡)の別紙に掲げる事業名(施設名)に相当する区分)の追加又は中止。

**(イ) 目標又は達成状況の評価に関する事項を変更する場合****(ウ) 産業振興促進事項を変更する場合****(エ) 計画本文を修正する場合(文言の修正等、軽微なものを除く)****(オ) その他、計画全体に及ぼす影響が大きい変更と市町村が判断する場合**

・「過疎地域持続的発展計画等の変更の取扱い(通知)」(令和3年11月12日付け総行過第85号他)4 その他 に規定されている「大幅な事業量の増減」に該当するなど、計画全体に及ぼす影響が大きい変更であると市町村において判断する場合。

**イ 手続きの流れ**

①変更計画案の作成(必要に応じ県の担当者との調整)→②県へ変更協議依頼→③県から協議に係る回答→④市町村議会の議決→⑤変更した計画の公表→⑥県に主務大臣への提出依頼→⑦県から主務大臣へ提出

**ウ 提出書類(県との協議時)**

- (1) 県知事あての変更協議依頼文書
- (2) 本文(本文中の表を含む)の新旧対照表 [県様式]
- (3) 変更理由(任意様式)
- (4) その他協議に必要な資料

**エ 提出書類(国への提出時)**

- (1) 県知事あての国への提出依頼文書

- (2) 8大臣(連名)宛での公文書 [総務省様式2]
- (3) 変更した計画
- (4) 議決書写し

(2)(1)に該当しない場合の変更手続き【従前の報告】

ア 対象となる計画変更

(ア) 予算の議決を経た事業を計画に記載する場合

- ・本文中の表に事業を記載する場合に限り(計画本文を修正する場合は、(1)の手続きが必要となります)。

(イ) 文言の修正等実質的な変更にあたらない場合

イ 手続きの流れ

- ①変更計画案の作成(必要に応じ県の担当者との調整)→②市町村において変更  
決裁(※市町村の判断により必要に応じて議会の議決)→③県へ変更報告→④  
変更した計画の公表

ウ 提出書類

- (1) 県知事あての報告文書
- (2) 本文(本文中の表を含む)の新旧対照表[県様式]
- (3) 変更した計画
- (4) (2)ア(ア)に該当する場合、予算議決書の写し

**2 留意事項**

- ・ 県への変更協議は、議会日程等を考慮し余裕を持って行ってください(議会提案の1ヶ月前程度)。
- ・ ご提出いただく公文書は、各自治体の文書規則に基づき、押印不要とし取り扱っていただいても差し支えありません。
- ・ 提出書類は、公印がある場合の除き、電子データ(PDFで提出する場合は、印刷した紙媒体をスキャナー等でPDF化するのではなく、電子データをPDF化し、検索機能等が使用できるようにしてください)のみの提出で構いません。
- ・ 計画変更を行う際は、事前に県の担当者と手続きの確認を行ってください。

県様式

過疎地域持続的発展市町村計画（変更）

都道府県名：沖縄県  
市町村名：○○村

区分	変更前（頁、行）	変更後（頁、行）	備考																																								
	<table border="1"> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>																					<table border="1"> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>																					

過疎地域持続的発展市町村計画（変更）

都道府県名：沖繩県  
市町村名：〇〇村

区分	変更前（頁、行）				変更後（頁、行）				備考		
	自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容		事業主体	備考
6. 教育の振興	5 1 頁表中				5 1 頁表中						
	□事業計画（平成28年度～32年度）表中				□事業計画（平成28年度～32年度）表中						
	6	(1) 学校教育 関連施設 校舎	〇〇中学校危険建物 改築工事 〇〇小学校危険建物 改築工事 〇〇小学校単独調理 場改築工事	〇〇村 〇〇村 〇〇村		6	(1) 学校教育 関連施設 校舎	〇〇中学校危険建物 改築工事 〇〇小学校危険建物 改築工事 〇〇小学校単独調理 場改築工事 〇〇小学校食堂改築 工事 〇〇小学校避難用屋 外階段設置事業 その他 (2) 幼稚園 工事 (4) 過疎地域 自立推進特別事 業	〇〇村 〇〇村 〇〇村 〇〇村 〇〇村 〇〇村 〇〇村 〇〇村		
											追加記載
											追加記載
											追加記載
											追加記載

変更箇所は変更前、変更後  
共に下線を引く！

総行過第85号  
3農振第1832号  
国国地第47号  
3文科施第304号  
政総統発1112第1号  
20211110地局第1号  
環自総発第211111号  
令和3年11月12日

関係都道府県過疎対策担当課長 殿

総務省自治行政局過疎対策室長  
( 公 印 省 略 )

農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課長  
( 公 印 省 略 )

国土交通省国土政策局地方振興課長  
( 公 印 省 略 )

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省政策統括官付参事官(総合政策統括担当)  
( 公 印 省 略 )

経済産業省地域経済産業グループ地域産業基盤整備課長  
( 公 印 省 略 )

環境省自然環境局総務課長  
( 公 印 省 略 )

過疎地域持続的発展計画等の変更の取扱いについて(通知)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」

という。)に基づく過疎地域持続的発展方針(以下「持続的発展方針」という。)、過疎地域持続的発展市町村計画(以下「市町村計画」という。)及び過疎地域持続的発展都道府県計画(以下「都道府県計画」という。)の策定については「過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展市町村計画等について」(令和3年4月1日付け総行過第25号総務省大臣官房地域力創造審議官、2農振第3810号農林水産省農村振興局長、国国地第101号国土交通省国土政策局長、2文科施第500号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長、政総発0401第1号厚生労働省政策統括官(総合政策担当)、20210329地局第1号経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ長及び環自総発第2104016号環境省自然環境局長通知。以下「計画通知」という。)により通知したところですが、持続的発展方針、市町村計画及び都道府県計画の変更にあたっては、計画通知を踏まえ、下記事項にもご留意願います。また、貴都道府県内関係市町村にもこの旨周知をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 1 持続的発展方針を変更する場合の取扱いについて

新たに持続的発展方針を作成する場合と同程度の変更を行う場合は、新たな持続的発展方針案を、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣と協議し、その同意を得る必要がありますのでご留意願います。その際は、変更を要する箇所に係る新たな持続的発展方針の案文を別紙様式1により作成の上、協議してください。ただし、新たに持続的発展方針を作成する場合と同程度ではない変更についても、方針の公表は必須となりますのでご留意願います。

### 2 市町村計画を変更する場合の取扱いについて

- (1) 市町村計画を変更する場合は、法第8条第10項の規定に基づき、新たに市町村計画を作成する場合と同様の手続が必要になります。その際は、当該変更の内容を別紙様式2により作成の上、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出してください。
- (2) 市町村計画の変更の手続は、事業の追加又は中止、目標又は達成状況の評価の変更等計画全体に及ぼす影響が大きいものについて行うものとし、文言の修正等実質的な変更にあたらぬ場合は、省略して差し支えありません。また、すでに予算

の議決を経た事業を計画に記載する場合についても、変更の手続を省略して差し支えありません。ただし、変更の手続を省略した場合についても、計画の公表は必須となりますのでご留意願います。

- (3) 「計画全体に及ぼす影響が大きいもの」のうち、「事業の追加又は中止」及び「目標又は達成状況の評価」の変更とは、次のような場合をいうものとします。

①「事業の追加又は中止」

事業区分（「過疎地域持続的発展市町村計画等に係る事業名（施設名）の区分について」（令和3年4月1日付け総務省自治行政局過疎対策室事務連絡）の別紙に掲げる事業名（施設名）に相当する区分）の追加又は中止。

②「目標又は達成状況の評価の変更」

「目標」又は「達成状況の評価」の変更。

- (4) 市町村議会の議決を省略できる場合のうち、「すでに予算の議決を経た事業を計画に記載する場合」とは、本文中の表に記載する場合を指します（計画本文の修正を伴う変更は変更の手続を省略できる場合には当たりません。）。

3 都道府県計画を変更する場合の取扱いについて

- (1) 都道府県計画を変更する場合は、法第9条第5項の規定に基づき、新たに都道府県計画を作成する場合と同様の手続が必要になります。その際は、当該変更の内容を別紙様式3により作成の上、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出してください。

- (2) 都道府県計画の変更の手続は、事業の追加又は中止、目標又は達成状況の評価の変更等計画全体に及ぼす影響が大きいものについて行うものとし、文言の修正等実質的な変更にあたらない場合は、省略して差し支えありません。ただし、変更の手続を省略した場合についても、計画の公表は必須となりますのでご留意願います。

- (3) 「計画全体に及ぼす影響が大きいもの」のうち、「事業の追加又は中止」及び「目標又は達成状況の評価」の変更とは、次のような場合をいうものとします。

①「事業の追加又は中止」

事業区分（都道府県計画中の事業名に相当する区分）の追加又は中止。

②「目標又は達成状況の評価の変更」

「目標」又は「達成状況の評価」の変更。

#### 4 その他

市町村計画及び都道府県計画の参考資料として、計画期間における事業計画を作成している団体においては、過年度と同様「大幅な事業量の増減」の基準により、変更の手続の省略可否について判断して差し支えありません。

(参 考)

(「過疎地域自立促進計画等の変更の取扱いについて」(平成 28 年 5 月 17 日付け総行過第 37 号総務省自治行政局過疎対策室長、28 農振第 462 号農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課長、国国地第 20 号国土交通省国土政策局地方振興課長通知)より抜粋)

「大幅な事業量の増減」

市町村計画にあつては、施策区分(作成例事務連絡中「別添 2 過疎地域自立促進市町村計画参考資料作成例」の「1 事業計画」の自立促進施策区分 1～9 の項目に相当する区分)ごとの概算事業費合計額のおおむね 2 割を超える変更であつて、なおかつ当該変更により市町村計画本文(本文中の表を含む。)の修正を伴うもの。

都道府県計画にあつては、施策区分(作成例事務連絡中「別添 4 過疎地域自立促進都道府県計画参考資料作成例」の「概算事業計画一覧」の自立促進施策区分 1～9 の項目に相当する区分)ごとの概算事業費合計額のおおむね 2 割を超える変更であつて、なおかつ当該変更により都道府県計画本文(本文中の表を含む。)の修正を伴うもの。



別紙様式 2

(文書番号)  
(施行日)

総務大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣  
内閣総理大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
環境大臣  
殿

〇〇町長

〇〇町過疎地域持続的発展計画の変更について (提出)

〇〇町過疎地域持続的発展計画について、下記のとおり変更を行ったので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和 3 年法律第 19 号) 第 8 条第 10 項により準用する同条第 8 項の規定に基づき提出します。

記

【議決日：令和〇年〇月〇日】

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後	変更前
--------------------------	-----	-----


※変更の内容に合わせて適宜加工して構いません。また、複数頁にわたっても構いません。この様式により難しい場合は、任意様式で作成してください（その場合、この表より上の部分の内容は、必ず記入してください。）

各都道府県過疎対策担当課 御中

総務省自治行政局過疎対策室

過疎地域持続的発展計画等の変更の取扱いに係る質疑応答の送付について

平素より過疎対策施策の推進につきましてご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

過疎地域持続的発展計画等の変更の取扱いについては「過疎地域持続的発展計画等の変更の取扱いについて」（令和3年11月12日付け総行過第85号総務省自治行政局過疎対策室長、3農振第1832号農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課長、国国地第47号国土交通省国土政策局地方振興課長、3文科施第304号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、政総発1112第1号厚生労働省政策統括官付参事官（総合政策統括担当）、20211110地局第1号経済産業省地域経済産業グループ地域産業基盤整備課長及び環自総発第2111111号環境省自然環境局総務課長通知）にて通知しているところですが、別添のとおり質疑応答を作成しましたので、事務の参考にしていただくとともに、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただくようお願いします。

総務省 自治行政局 過疎対策室  
担当 係長 仁木  
古屋  
電 話：03-5253-5536  
メール：kasotaisaku@soumu.go.jp

## 過疎地域持続的発展計画等の変更の取扱いに係る質疑応答

令和3年11月12日

### 【1 共通事項】

	質問	回答
1	新たな方針作成と同程度の変更を行う場合でない変更や、計画変更の手続を省略した場合についても、公表は必須とのことですが、公表方法に決まりはあるのでしょうか。	公表方法については法令の定めがありませんが、公表に当たっては新旧対照表等を用いて変更箇所を明示することが望ましい。

### 【2 都道府県方針】

	質問	回答
1	令和2年国勢調査の結果を反映した場合に、都道府県方針についても変更が生じるものと考えられますが、その際には国への協議が必要となるのでしょうか。	令和2年国勢調査結果の都道府県方針への過疎市町村の追加や人口データの反映のみの変更については、「新たに持続的発展方針を作成する場合と同程度の変更」あるいは、実質的な変更とは認めがたいことから、国への協議を省略して差し支えありません。

### 【3 市町村計画】

	質問	回答
1	すでに予算の議決を経た事業を過疎計画本文中の表に記載する場合は変更の手続を省略できるとのことですが、事業を中止する場合はどのような取扱いになりますか。	事業を中止する場合は、中止する事業を削除した予算書について議決を経ている場合は、計画変更に関する議決は省略して差し支えありません。
2	令和2年国勢調査の結果を計画に反映した場合、変更の手続は省略できますか。	令和2年国勢調査結果の人口データの反映のみの変更については、計画全体に及ぼす影響が大きいとは認めがたいため、議決を省略して差し支えありません。ただし、当該調査結果等を踏まえ、計画本文の方針等を修正する場合はこの限りではありません。
3	市町村内の非過疎区域が、追加公示によって新たに過疎区域に指定された場合、変更の手続は省略できますか。	過疎区域に変更が生じた場合は、計画記載内容に変更が生じると考えられるため、議会の議決が必要です。
4	「目標」の変更については、変更の手続は省略できないのでしょうか。	計画全体に及ぼす影響が大きいと考えられるため、議決が必要です。
5	「達成状況の評価」に関する事項の変更については、変更の手続は省略できないのでしょうか。	計画全体に及ぼす影響が大きいと考えられるため、議決が必要です。
6	産業振興促進事項の変更については、変更の手続は省略できないのでしょうか。	計画全体に及ぼす影響が大きいと考えられるため、議決が必要です。
7	「計画全体に及ぼす影響が大きいもの」以外のものについては、必ず議決を含む変更の手続を省略しないといけないのでしょうか。	市町村の議会の議決を経るか否かを含めた変更の手続については、当該計画の変更が、「計画全体に及ぼす影響が大きいもの」以外のものであっても、変更の内容を勘案した上で行われる市町村の判断を尊重することとします。

### 【4 都道府県計画】

	質問	回答
1	令和2年国勢調査の結果を計画に反映した場合、変更の手続は省略できますか。	市町村計画の場合と同様の取扱いとなります。
2	「目標」の変更については、変更の手続は省略できないのでしょうか。	市町村計画の場合と同様の取扱いとなります。
3	「達成状況の評価」に関する事項の変更については、変更の手続は省略できないのでしょうか。	市町村計画の場合と同様の取扱いとなります。
4	「計画全体に及ぼす影響が大きいもの」以外のものについては、必ず変更の手続を省略しないといけないのでしょうか。	市町村計画の場合と同様の取扱いとなります。

事 務 連 絡

令和3年4月1日

各都道府県過疎対策担当課 御中

総務省自治行政局過疎対策室

過疎地域持続的発展市町村計画作成例等の送付について

過疎地域持続的発展市町村計画及び過疎地域持続的発展都道府県計画の策定については、「過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展市町村計画等について」（令和3年4月1日付け総行過第25号総務省大臣官房地域力創造審議官、2農振第3810号農林水産省農村振興局長、国国地第101号国土交通省国土政策局長、2文科施第500号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長、政総発0401第1号厚生労働省政策統括官（総合政策担当）、20210329地局第1号経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ長及び環自総発第2104016号環境省自然環境局長通知。以下「計画通知」という。）により、通知しているところです。

今般、別添のとおり作成例等を送付いたしますので、事務の参考にしてください。

また、貴都道府県の関係市町村にも、この旨周知をお願いします。

## 別添 1 過疎地域持続的発展市町村計画作成例

計画の策定に当たっては、計画通知に留意してください。

### 1 基本的な事項

#### (1) 市町村の概況

市町村の概況については、おおむね次のような事項について検討を加えたうえ、地域の現況と今後の動向について分析し、記述。

- ア 市町村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要
- イ 市町村における過疎の状況（人口等の動向、これまでの過疎法に基づくものも含めた対策、現在の課題、今後の見通し等）
- ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県の総合計画等における位置付け等を踏まえた市町村の社会経済的発展の方向の概要

#### (2) 人口及び産業の推移と動向

人口及び産業の推移と動向については、年齢階層別、男女別等からみた人口の推移と今後の見通し、産業構造、各産業別の現況と今後の動向等について分析、記述し、次の様式により作表。

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
0 歳～14 歳											
15 歳～64 歳											
うち 15 歳～ 29 歳(a)											
65 歳以上											

(b)									
(a)/総数 若年者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—
(b)/総数 高齢者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—

(注) いわゆる「一部過疎」の区域については、区域を合算した表及び当該区域を含む市町村全体の表を作成。ただし、市町村の区域全体が「一部過疎」の区域に該当する場合は、市町村全体の表を作成。

表1-1(2) 人口の見通し

地方人口ビジョンに記載された表等を転記

(3) 市町村行財政の状況

市町村行財政の状況については、行財政、施設整備水準等の現況と動向について記述するとともに、次の様式により作表。

表1-2(1) 市町村財政の状況

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A			
一般財源			
国庫支出金			
都道府県支出金			
地方債			
うち過疎対策事業債			
その他			
歳出総額 B			
義務的経費			
投資的経費			
うち普通建設事業			
その他			

過疎対策事業費 歳入歳出差引額 C (A - B) 翌年度へ繰越すべき財源 D 実質収支 C - D			
財政力指数 公債費負担比率 実質公債費比率 起債制限比率 経常収支比率 将来負担比率 地方債現在高	-	-	-

(注) 1 上記区分については、地方財政状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

ただし、実質公債費比率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく数値を使用する。

2 法第3条による「過疎地域とみなされる区域」（いわゆる「一部過疎」の区域）がある市町村についても、現在の市町村で作成。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道 改 良 率 (%)					
舗 装 率 (%)					
農 道 延 長 (m)					
耕地1ha当たり農道延長(m)					-
林 道 延 長 (m)					



林野 1 ha 当たり林道延長 (m)					—
水道普及率 (%)					
水洗化率 (%)					
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)					

(注) 1 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成 22 年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

2 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定する。

$$\text{改良率} = \text{改良済延長} / \text{実延長}$$

$$\text{舗装率} = \text{舗装済延長} / \text{実延長}$$

3 上記区分のうち、平成 12 年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成 22 年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。

4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の 3 月 31 日現在とする。また、A から H までについては公共施設状況調の記載要領に、I については一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領による。

$$\text{水洗化率} = (A + B + C + D + E + F + G + H + I) / J$$

A：当該市町村の公共下水道現在水洗便所設置済人口

B：当該市町村の農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C：当該市町村の漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D：当該市町村の林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

E：当該市町村の簡易排水施設現在水洗便所設置済人口

F：当該市町村の小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口

G：当該市町村のコミュニティ・プラント処理人口

H：当該市町村の合併処理浄化槽処理人口

I：当該市町村の単独処理浄化槽処理人口（※）

J：当該市町村の住民基本台帳登録人口

※処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口（農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む）」を差し引いた数値。

なお、「平成19年度末」とあるのは、「平成18年度末」とする。

- 5 いわゆる「一部過疎」の区域については、区域を合算した表又は当該区域を含む市町村全体の表を作成。ただし、市町村の区域全体が「一部過疎」の区域に該当する場合は、市町村全体の表を作成。

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

市町村における地域の持続的発展の基本方針を定めるに当たっては、都道府県が策定する過疎地域持続的発展方針に基づき、市町村における過疎の状況を踏まえつつ、これまでの過疎法に基づく過疎対策の成果と現在の課題等についても検討したうえで、適切な方向付けを行う。この場合、法前文第四段落における持続的発展の趣旨を踏まえ、過疎地域における「持続可能な地域社会の形成」及び「地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」について、地域の将来像とそのため基本的な施策について記述。

#### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

(4)の基本方針に基づき、下記(7)の計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標を記載。人口に関する目標（人口全体並びに社会増減及び自然増減。その他、例えば、出生率など）を設定するほか、財政力に関する目標（例えば、納税者数や課税対象所得など税源涵養に関連する指標など）や、地域の実情に応じた地域の持続的発展のための基本となる目標を設定。定期的に住民アンケート等を行い、定住に向けた住民意識の変化や、分野別の施策について住民の満足度を確認することも考えられる。

市町村全体の目標だけでなく、市町村よりも小さな単位（平成の合併前の旧市町村単位、小学校区単位、集落ネットワーク圏など）で目標を設定する場合は、あわせて記載。

分野毎に目標を設定する場合には、この項目又は下記2から13の項目の「(2)その対策」に記載。

#### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価について、時期（例えば、毎年度）及び手法（例えば、体制（外

部有識者等の参画の有無)、住民の関与、議会への報告等)を具体的に記述。

#### (7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(注) 計画期間は5箇年を想定しているが、特定市町村(特別特定市町村を含む。)が経過措置期間(6年間又は7年間)にあわせて計画期間を設定することは差し支えない。

#### (8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に記載された、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を転記するとともに、当該計画における考え方の整合性(市町村計画に記載された全ての公共施設等の整備が総合管理計画に適合する旨を明示)について記述。

### 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針では、法第4条第1号の規定を踏まえ、多様な人材の確保に資する移住及び定住の促進、地域社会の担い手となる人材の育成、過疎地域の持続的発展に係る関係者間の連携及び協力の確保に関する方針とそのためのハード、ソフト両面からの施策を記述。また、他の市町村との連携施策、特に、定住自立圏等の広域的な市町村計画等における圏域(以下「広域計画圏域」という。)との関連施策があればあわせて記述。

※法において「適切な配慮」が求められている規定

第25条(移住及び定住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保)

(2) 3から12までの項目のいずれかと重複する場合、重複して記述しても差し支えない。(以下、3から12までの項目についても同じ。)

#### (1) 現況と問題点

この項目は、できる限り具体的な指標を用い、又は類似団体、県内他市町村等との対比を適宜行う。また、市町村が行う事業以外に、例えば、国、都道府県、農業協同組合等に係る事業で、当該市町村にとって影響が大きく、密接な関連を有するものについても適宜その現況と問題点等を記述。(以下、3から12までの項目について同じ。)

#### (2) その対策

この項目は、(1)の現況と問題点を踏まえて、その具体的解決策を示す。この場合にお

いて、施設整備に係るものにあつては施設水準の目標等について簡潔に記述し、特に重点を置く施策及び過疎地域持続的発展特別事業については適宜個別に事業の概要を記述。また、対策の目標を設ける場合にはあわせて記述（以下、3から12までの項目について同じ。）。

※設定する目標の例（移住者数、地域おこし協力隊員数、地域リーダー数）

### (3) 計画

この項目は、(2)の対策に基づく事業計画の概要であり、計画期間内に実施すべき事業名、事業内容等について、次の表により計画欄に記述（以下、3から12までの項目について同じ。）。

#### 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成				

(注) 市町村以外の者（市町村の出資する第3セクター及び一部事務組合を含む。）が実施する事業で、当該市町村が経費について負担又は補助するものについても記載。

この場合、事業内容については、全体の事業内容を記載（代行事業については、記載不要（都道府県が公共下水道の幹線管渠等の設置を代行する場合は除く。))。

また、地域総合整備資金（無利子資金）貸付制度のように、融資事業に係るものについても記載。この場合、融資先の事業内容については備考欄に記載。

なお、過疎地域持続的発展特別事業については、事業内容欄に、具体的な事業内容、事業の必要性、見込まれる事業効果等について記載し、基金の積立てを行う場合にも記載。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めている場合や個別施設計画を定めている場合には、該当する施設類型の基本的な方針を転記するとともに、当該計画における考え方との整合性についての説明を記述（以下、3から12までの項目について同じ。）。

## 3 産業の振興

(1) 産業の振興の方針では、法第4条第2号の規定を踏まえ、農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発について、地域の特性に応じた産業振興の基本的方向とそのためのハード、ソフト両面からの施策及び各施策の実施により期待している雇用効果等について記述。その際、各産業の振興のための施策は、法において適切に配慮することとされた内容があればあわせて記述。

※法において「適切な配慮」が求められている規定

第26条（農林水産業その他の産業の振興）

第27条（中小企業者に対する情報の提供等）

第28条（観光の振興及び交流の促進）

第29条（就業の促進）

(2) 減価償却の特例（第23条）の適用要件の一つに、他の市町村との連携に関する事項について過疎地域持続的発展市町村計画に記載があることが位置づけられていることから、同特例の適用を必要とする場合には、産業の振興施策の実施について他の市町村との連携施策を記述。（同特例の適用にあたっては、具体的な事業や市町村名まで記載する必要はない。また、他の市町村だけでなく、都道府県、民間事業者との連携を含めて記載することも可能。）

(1) 現況と問題点

(2) その対策

※設定する目標の例（就業者数、新規就農者数、事業所数、製造品出荷額等、企業立地数、観光客数）

(3) 計画

(4) 産業振興促進事項

減価償却の特例（第23条）及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（第24条）の適用要件の一つに、産業振興促進事項について過疎地域持続的発展市町村計画に記載があることが位置づけられていることから、これらの特例や措置の適用を必要とする場合には、産業振興促進事項を記述。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種について、次の表により記載。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
〇〇地区、〇〇町全域など	製造業、旅館業・・・	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

- (注) 1 法第23条の特例及び第24条の措置を、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業について適用しようとする場合は、区域（過疎地域全域でも差し支えない。）及び業種（上記すべての業種でも差し支えない。）を記載する必要がある。
- 2 法第24条の措置を、畜産業又は水産業について適用しようとする場合は、その区域がいずれかの業種に係る産業振興促進区域に含まれば、業種を記載する必要はない。

**(ii)当該業種の振興を促進するために行う事業の内容**

(i)に記載した業種について、現状と課題、課題を解決するために実施する事業の内容について記述。（(2)又は(3)と同様の内容であれば、「上記〇〇のとおり」として差し支えない。）

なお、畜産業及び水産業については、本項目への記載を第24条の措置の適用要件とはしていない。

**(5) 公共施設等総合管理計画等との整合**

**4 地域における情報化**

(1) 地域における情報化の方針では、法第4条第3号の規定を踏まえ、他地域との情報通信技術の利用の機会の格差の是正、住民の生活の利便性の向上、産業の振興、地域公共交通の活性化及び再生、物流の確保、医療及び教育の充実等を図るための方針とそのためのハード、ソフト両面からの施策並びに地域住民が情報通信技術を活用する能力を習得するための機会の提供施策について記述。また、他の市町村との連携施策、特に、広域計画圏域との関連施策があればあわせて記述。

※法において「適切な配慮」が求められている規定

第30条（情報の流通の円滑化等）

**(1) 現況と問題点**

**(2) その対策**

※設定する目標の例（超高速ブロードバンドの世帯カバー数、デジタルデバイス保有者数、

デジタル活用のための住民支援体制の状況、オンラインによる〇〇サービスの利用者数)

(3) 計画

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針では、法第4条第4号の規定を踏まえ、市町村道等の交通施設の整備及び地域旅客運送サービスの持続可能な提供に関する方針と  
そのためのハード、ソフト両面からの施策を記述。また、他の市町村との連携施策、特に、広域計画圏域との関連施策があればあわせて記述。

※法において「適切な配慮」が求められている規定

第31条（地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保）

(1) 現況と問題点

(2) その対策

※設定する目標の例（道路、橋梁施設等長寿命化計画の進捗率、公共交通の利用者数、公共交通に対する住民満足度）

(3) 計画

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

## 6 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針では、法第4条第5号の規定を踏まえ、住宅及び水の確保、汚水及び廃棄物の処理その他の快適な生活環境を図るための方針とそのためのハード、ソフト両面からの施策について記述。また、他の市町村との連携施策、特に、広域計画圏域との関連施策があればあわせて記述。

※法において「適切な配慮」が求められている規定

第32条（生活環境の整備）

(1) 現況と問題点

(2) その対策

※設定する目標の例（水洗化率、生活環境に対する住民満足度）

(3) 計画

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針では、法第4条第5号の規定を踏まえ、子育て支援や介護サービスの確保及び充実、これらに従事する者の確保、施設整備、保育サービス等を受けるための住民負担の軽減等に関する方針とそのためのハード、ソフト両面からの施策について、他の計画（子ども・子育て支援事業計画、老人福祉計画、介護保険事業計画等）の記載内容も踏まえ記述。また、他の市町村との連携施策、特に、広域計画圏域との関連施策があればあわせて記述。

※法において「適切な配慮」が求められている規定

第18条第4項（高齢者の福祉の増進）

第33条（保育サービス等を受けるための住民負担の軽減）

(1) 現況と問題点

(2) その対策

※設定する目標の例（待機児童数、放課後児童クラブ等数、特定健診の実施率、高齢者の就業率、地域福祉に対する住民満足度）

(3) 計画

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

## 8 医療の確保

(1) 医療の確保の方針では、法第4条第5号の規定を踏まえ、無医地区をはじめ、必要な施設、設備の整備、医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等に関する方針とそのためのハード、ソフト両面からの施策を記述。また、他の地方公共団体との連携施策、特に、広域計画圏域との関連施策があればあわせて記述。医療法に基づき都道府県が策定する医療計画との整合性に留意。

※法において「適切な配慮」が求められている規定

第20条第8項（医療の確保）

(1) 現況と問題点

(2) その対策

※設定する目標の例（巡回診療など過疎地域の診療を支援する取組の実施状況、地域医療に対する住民満足度）

(3) 計画



#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

### 9 教育の振興

(1) 教育の振興の方針では、法第4条第5号の規定を踏まえ、公立小中学校等の施設等や集会施設、体育施設、図書館その他の社会教育施設等の整備、教職員の配置、通学支援、過疎地域の区域外に居住する子どもへの過疎地域の特性を生かした教育機会の提供、子ども等が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習の振興、過疎地域の特性に応じた学校教育、社会教育の充実及び生涯学習の振興に関する方針とそのためハード、ソフト両面からの施策について記述。また、他の市町村との連携施策、特に、広域計画圏域との関連施策があればあわせて記述。

※法において「適切な配慮」が求められている規定

第34条（教育の充実）

#### (1) 現況と問題点

#### (2) その対策

※設定する目標の例（域外からの児童生徒受入数、地域と連携して教育活動を行っている学校数）

#### (3) 計画

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

### 10 集落の整備

(1) 集落整備の方針では、法第4条第6号の規定を踏まえ、基幹集落と周辺集落とのネットワーク圏の整備、集落の適正規模及び配置、集落支援員の配置等に関する方針とそのためハード、ソフト両面にわたる施策を記述。

#### (1) 現況と問題点

#### (2) その対策

※設定する目標の例（小さな拠点数、地域運営組織数、空き家活用数、集落支援員数）

#### (3) 計画

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

### 11 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針では、法第4条第7号の規定を踏まえ、地域に伝承されてき

た多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成等に関する方針とそのためのハード、ソフト両面からの施策について記述。また、他の市町村との連携施策、特に、広域計画圏域との関連施策があればあわせて記述。

※法において「適切な配慮」が求められている規定

第35条（地域文化の振興等）

(1) 現況と問題点

(2) その対策

※設定する目標の例（郷土に愛着のある住民の割合）

(3) 計画

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針では、法第4条第7号の規定を踏まえ、過疎地域の自然的特性を生かしたエネルギーの利用及び土地、水、バイオマスその他の地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの推進のための方針とそのためのハード、ソフト両面にわたる施策について記述。また、他の市町村との連携施策、特に、広域計画圏域との関連施策があればあわせて記述。

※法において「適切な配慮」が求められている規定

第36条（再生可能エネルギーの利用の推進）

(1) 現況と問題点

(2) その対策

※設定する目標の例（再生可能エネルギー利用施設数）

(3) 計画

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

## 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

この事項は、現況と問題点を踏まえて、2から12までの事項以外の事項で、過疎地域持続的発展特別事業を含む市町村が自主的、主体的に取り組もうとする地域の持続的発展に必要な施策について具体的に記述し、(3)計画及び(4)公共施設等総合管理計画等との整合についても上記と同様に記述。その際、2から12までに含まれていないが、法第37条の規定を踏まえて、自然環境の保全及び再生について記載する場合はこの項目に記載。また、過疎地

域持続的発展特別事業を実施するために基金を積立てる場合も記述。

※法において「適切な配慮」が求められている規定

第37条（自然環境の保全及び再生）

(1) 現況と問題点

(2) その対策

(3) 計画

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

(注) 上記2から13までの事項に係る過疎地域持続的発展特別事業については、下記の一覧表を作成し、添付してください。

なお、4月1日付けで告示された「令和3年度地方債同意等基準」において、過疎地域持続的発展特別事業の対象外経費として「地域の持続的発展に資することなく効果が一過性である事業に要する経費」が明記されたことを受け、当該一覧表の備考欄に、当該施策の効果が将来に及ぶことを記載してください。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成				

## 別添 2 過疎地域持続的発展市町村計画参考資料作成例

参考資料は、市町村議会の議決や主務大臣への提出が必要な「過疎地域持続的発展市町村計画」ではありません。ただし、年度別事業計画の実績については、毎年度、法第11条（調査）の規定に基づき、総務省から資料の提出をお願いする予定です。

### 年度別事業計画

令和〇年度 概算事業計画

(単位：千円)

	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	概 算 事業費	財 源 内 訳					
					国 庫 支出金	都 道 府 県 支出金	地方債  過疎債	その他 特定財源	一般 財源	
									基金取崩分	
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成										
2. 産業の振興	(1) 農業	〇〇地区 土地改良 事業								
	(2)									
	(3)									
	小 計	—	—							
	(うち過疎地域)	—	—							

	自立促進特別事業分)											
	基金積立分	—	—	—	—	—			—	—	—	
3												
4.	(1)	〇〇線(舗装)										
	市町村道	L =										
	(2)	農道	W =									
	(3)											
	小計	—	—									
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
	総計	—	—									
	(うち過疎地域持続的発展特別事業分)	—	—									
	基金積立分	—	—									

- (注) 1 過疎地域持続的発展特別事業については、各項目の小計及び総計の欄に概算事業費及び財源内訳を記載。
- 2 財源内訳には、基金の積立てを含む。その際、積立てのみ行う事業にあっても記載。

3 市町村以外の者（市町村の出資する第3セクター及び一部事務組合を含む。）が主体となる事業に係る事業費は当該市町村が負担又は補助する額のみを計上する。この場合、事業内容については、全体の事業内容を記載（代行事業については、記載不要）。

また、地域総合整備資金（無利子資金）貸付制度のように、融資事業に係るものについても記載。

事 務 連 絡

令和3年4月1日

各都道府県過疎対策担当課 御中

総務省自治行政局過疎対策室

過疎地域持続的発展市町村計画等に係る事業名（施設名）の区分について

過疎地域持続的発展市町村計画等の策定については、「過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展市町村計画等について」（令和3年4月1日付け総行過第25号総務省大臣官房地域力創造審議官、2農振第3810号農林水産省農村振興局長、国国地第101号国土交通省国土政策局長、2文科施 第500号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長、政総発0401第1号厚生労働省政策統括官（総合政策担当）、20210329地局第1号経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ長及び環自総発第2104016号環境省自然環境局長通知）及び「過疎地域持続的発展市町村計画作成例等の送付について」（令和3年4月1日付け総務省自治行政局過疎対策室事務連絡）により、通知しているところですが、過疎地域持続的発展市町村計画及び過疎地域持続的発展市町村計画参考資料の作成に当たって、事業名（施設名）については別紙を参考としていただきますよう、貴都道府県の関係市町村にも、この旨周知をお願いします。

[別紙]

区 分	事業名（施設名）
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住 (2) 地域間交流 (3) 人材育成 (4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成 その他 基金積立 (5) そ の 他
2 産業の振興	(1) 基 盤 整 備 農 業 林 業 水 産 業 (2) 漁 港 施 設 (3) 経営近代化施設 農 業 林 業 水 産 業 (4) 地場産業の振興 技能修得施設 試験研究施設 生産施設 加工施設 流通販売施設 (5) 企業誘致 (6) 起業の促進 (7) 商 業 共同利用施設 そ の 他 (8) 情報通信産業 (9) 観光又はレクリエーション (10) 過疎地域持続的発展特別事業 第 1 次 産 業 商工業・6次産業化 情 報 通 信 産 業 観 光 企 業 誘 致 そ の 他 基 金 積 立 (11) そ の 他

区 分	事業名（施設名）
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 通信用鉄塔施設 テレビ放送中継施設 有線テレビジョン放送施設 告知放送施設 防災行政用無線施設 テレビジョン放送 等難視聴解消のための施設 ブロードバンド施設 その他の情報化のための施設 そ の 他 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 情 報 化 デジタル技術活用 そ の 他 基 金 積 立 (3) そ の 他
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市 町 村 道 道 路 橋 り よ う そ の 他 (2) 農 道 (3) 林 道 (4) 漁 港 関 連 道 (5) 鉄 道 施 設 等 鉄道施設 鉄道車両 軌道施設 軌道車両 そ の 他 (6) 自 動 車 等 自 動 車 雪 上 車 (7) 渡 船 施 設 渡 船 係 留 施 設 (8) 道路整備機械等



区 分	事業名（施設名）
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公 共 交 通 交 通 施 設 維 持 そ の 他 基 金 積 立 (10) そ の 他
5 生活環境の整備	(1) 水 道 施 設 上 水 道 簡 易 水 道 そ の 他 (2) 下 水 処 理 施 設 公 共 下 水 道 農 村 集 落 排 水 施 設 地 域 し 尿 処 理 施 設 そ の 他 (3) 廃 棄 物 処 理 施 設 ご み 処 理 施 設 し 尿 処 理 施 設 そ の 他 (4) 火 葬 場 (5) 消 防 施 設 (6) 公 営 住 宅 (7) 過疎地域持続的発展特別事業 生 活 環 境 危 険 施 設 撤 去 防 災 ・ 防 犯 そ の 他 基 金 積 立 (8) そ の 他
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児 童 福 祉 施 設 保 育 所 児 童 館 障 害 児 入 所 施 設 (2) 認 定 こ ど も 園 (3) 高 齢 者 福 祉 施 設 高 齢 者 生 活 福 祉 セ ン タ ー 老 人 ホ ー ム 老 人 福 祉 セ ン タ ー そ の 他

区 分	事業名（施設名）
	(4) 介 護 老 人 保 健 施 設 (5) 障 害 者 福 祉 施 設 障 害 者 支 援 施 設 地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー 福 祉 ホ ー ム そ の 他 (6) 母 子 福 祉 施 設 (7) 市 町 村 保 健 セ ン タ ー 及 び <u>こ ども 家 庭 セ ン タ ー</u> <u>母 子 健 康 包 括 支 援 セ ン タ ー</u> (8) 過疎地域持続的発展特別事業 児 童 福 祉 高 齢 者 ・ 障 害 者 福 祉 健 康 づ く り そ の 他 基 金 積 立 (9) そ の 他
7 医療の確保	(1) 診 療 施 設 病 院 診 療 所 患 者 輸 送 車 (艇) そ の 他 (2) 特 定 診 療 科 に 係 る 診 療 施 設 病 院 診 療 所 巡 回 診 療 車 (船) そ の 他 (3) 過疎地域持続的発展特別事業 自 治 体 病 院 民 間 病 院 そ の 他 基 金 積 立 (4) そ の 他

区 分	事業名（施設名）	区 分	事業名（施設名）
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校 舎 屋内運動場 屋外運動場 水泳プール 寄 宿 舎 教職員住宅 スクールバス・ポート 給食施設 そ の 他 (2) 幼 稚 園 (3) 集会施設、体育施設等 公民館 集会施設 体育施設 図書館 その他 (4) 過疎地域持続的発展特別事業 幼 児 教 育 義 務 教 育 高 等 学 校 生涯学習・スポーツ そ の 他 基 金 積 立 (5) そ の 他	9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 集 落 整 備 基 金 積 立 (3) そ の 他
		10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 そ の 他 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 地 域 文 化 振 興 基 金 積 立 (3) そ の 他
		11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用 基 金 積 立 (3) そ の 他
		12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	

- (注) (1) 国民宿舎等の宿泊施設及びスキー場・リフト・キャンプ場等のように体育施設としても区分しうるものであってもレクリエーション施設と考えられるものは、2 産業の振興 (9) 観光又はレクリエーションに入れる。
- (2) 港湾施設は、原則として2 産業の振興 (11) その他に入れる。
- (3) 情報化のための地域内情報通信ネットワーク、研修施設、情報ライブラリー施設等の施設で、3 地域における情報化の促進 (1) 電気通信施設等情報化のための施設の「事業名（施設名）」欄に列挙された電気通信施設以外のものは、その他の情報化のための施設に入れる。
- (4) 融雪施設その他の道路の附属物は、4 交通施設の整備、交通手段の確保の促進 (1) 市町村道の その他に入れる。
- (5) 基幹作業道は、4 交通施設の整備、交通手段の確保の促進 (3) 林道に入れる。
- (6) 公共下水道の幹線管渠等の代行設置については、5 生活環境の整備 (2) 下水処理施設に入れる。
- (7) ゲートボール場、高齢者コミュニティセンターのように体育施設、集会施設としても区

分しうるものであっても高齢者のための施設と考えられるものは、6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (3) 高齢者福祉施設に入れる。

- (8) 各種学校は、8 教育の振興 (5) その他に入れる。
- (9) 単独事業による集落の再編整備事業についても、9 集落の整備に入れる。
- (10) 自然環境の保全及び再生に関する施策は、12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項に入れる。
- (11) サービスステーション (SS) の整備等については、それぞれの市町村の目的に沿った箇所に記載する。